

第3期守山市地域福祉計画

平成28年度～平成32年度

概

要

版



The Garden City

つなぐ、守山

平成28年3月

守山市

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で、自立し、安心して暮らせるよう、地域住民や公・民の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉計画とは

近年、地域における住民同士のつながりの希薄化やコミュニティの弱体化という状況が生み出され、これまでの各分野ごとに整備されてきた公的な福祉サービスでは充分に対応しきれない多様な生活課題が生まれています。

これらを解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには「おたがいさま」「向こう三軒両隣」に代表される地域における支え合いが再び必要とされています。

地域福祉計画は、このようなまちを実現するために行政が取り組むことを明確にし、また、市民と行政が連携・協働することにより、市民が主体となって生活課題を解決する活動を支援していくための基盤となる計画です。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

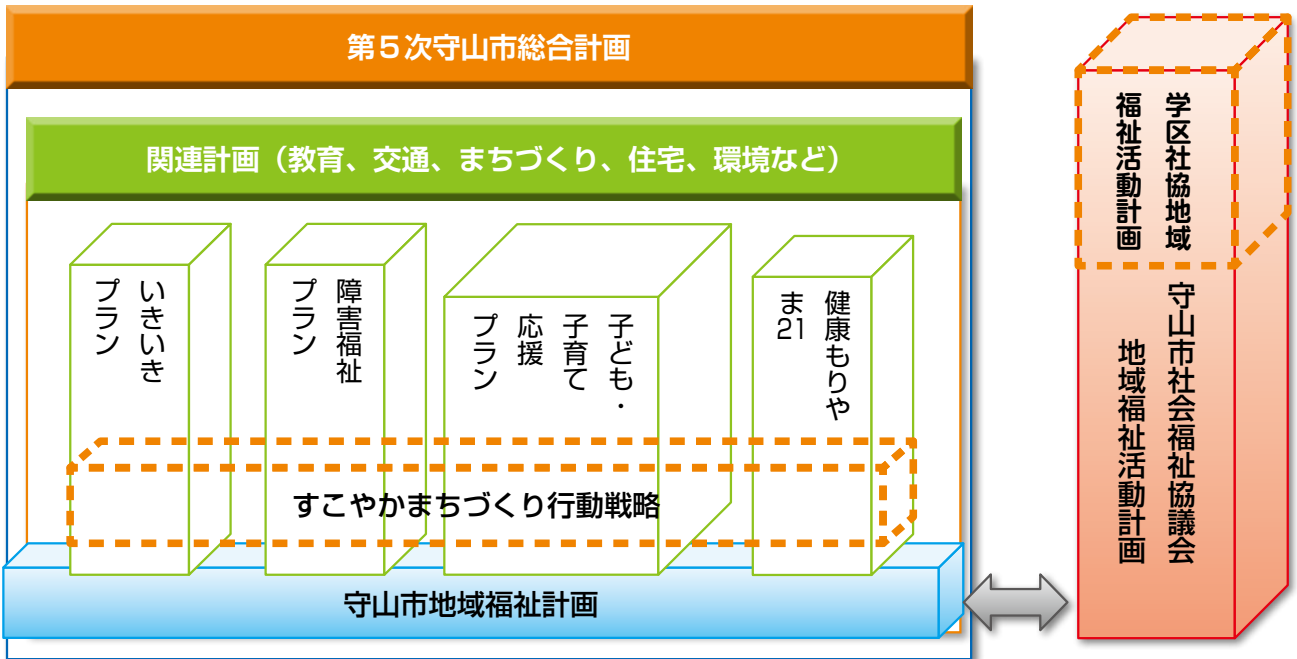
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間。

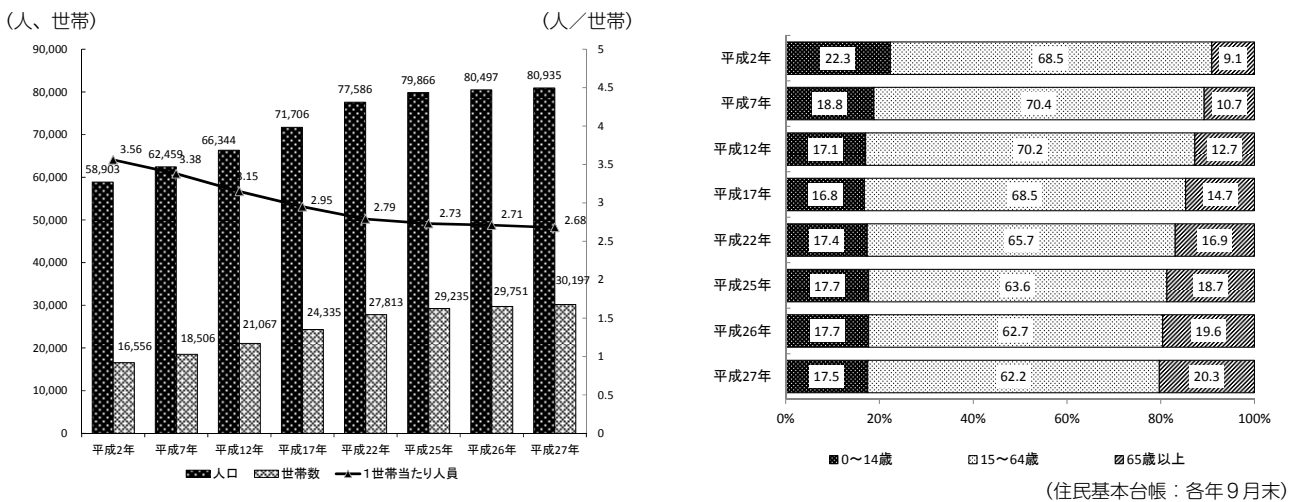
計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、各個別計画の土台となる計画として位置づけられ、高齢者、障害者といった対象者ごとの制度では対応できない生活課題を、横断的に解決するための地域福祉の基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。



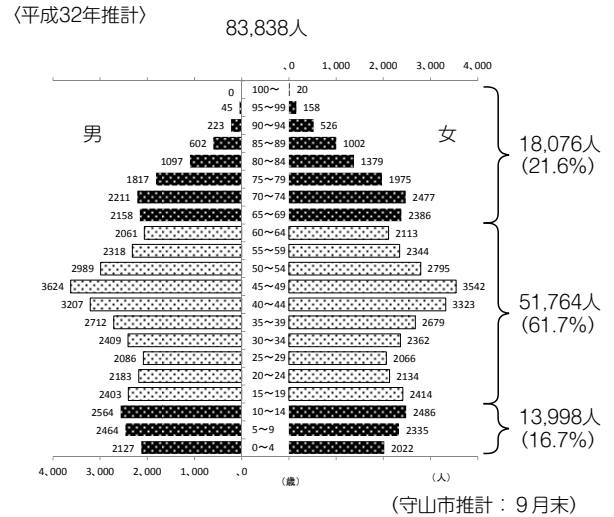
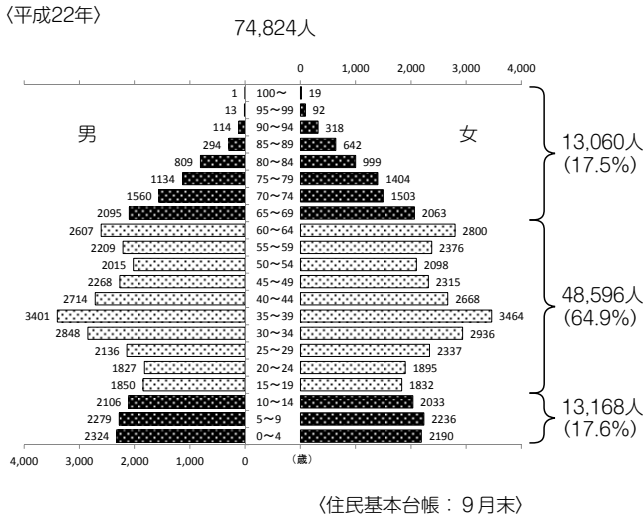
地域福祉をとりまく現状

1. 人口・世帯数および世帯人員の推移



人口・世帯数とも増えています。一方で世帯の小規模化が進んでいます。また、65歳以上の高齢者の占める割合は上昇しています。

2. 人口ピラミッド（男女別年齢階級別人口構成） ※性別、年齢不詳者を除く。

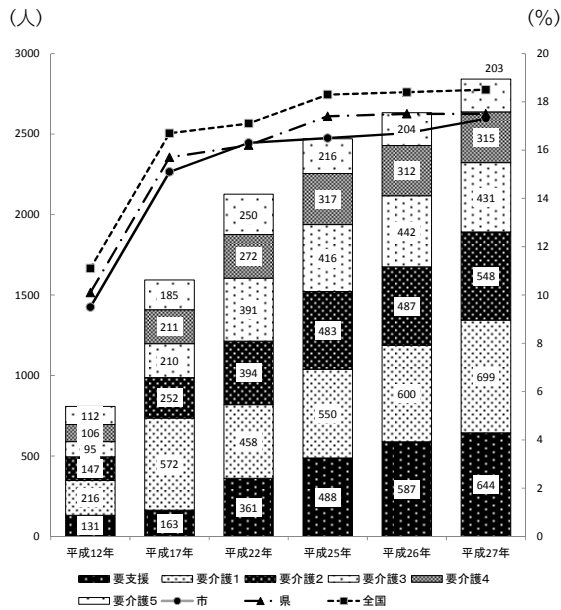


年少人口は微減にとどまるが、生産年齢人口（15歳以上から64歳未満）は3.2%減少、高齢者人口は4.1%増加し、高齢社会から超高齢社会への移行が推測されます。

(参考)

- ・65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」
 - ・65歳以上人口の割合が14%超で「高齢社会」
 - ・65歳以上人口の割合が21%超で「超高齢社会」
- WHO(世界保健機関)と国連の定義による。

3. 介護認定と介護状況

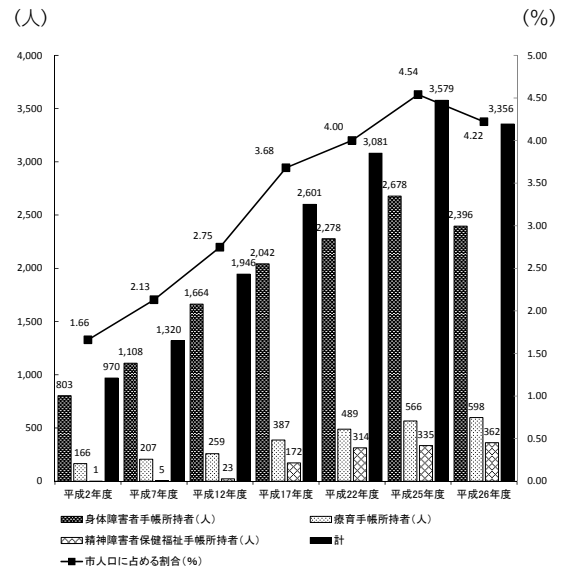


| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 守山市 | 9.5 | 15.1 | 16.3 | 16.5 | 16.7 | 17.3 |
| 滋賀県 | 10.1 | 15.7 | 16.2 | 17.4 | 17.5 | 17.5 |
| 全国 | 11.1 | 16.7 | 17.1 | 18.3 | 18.4 | 18.5 |

(介護保険事業状況報告：各年9月末)

介護認定者数は平成27年9月現在2,840人で、高齢者数に占める割合は17.3%となっています。守山市は15.1～17.3%で推移していますが、滋賀県は15.7～17.5%、全国は16.7～18.5%であり、守山市は低い水準にあると言えます。

4. 障害のある人の状況



(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画：各年度末)

障害者手帳所持数は、身体障害者手帳を持つ人がもっとも多く、3手帳を合わせた所持者は平成26年度末現在、3,356人で市人口に占める割合は4.0%を超え4.22%となっています。

地域福祉の方向性

一人ひとりの出番がある場づくり

- あらゆる市民が地域参加を通して、お互いが支え合う地域福祉の担い手であると実感できる「場づくり」を地域ごとに促進します。

地域での支援ネットワークの構築の推進

- 自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などの連携を進め、地域での支援ネットワークの構築を推進します。

ボランティアへの支援

- ボランティアの活動内容、加入窓口などについてPRを進めます。
- 養成講座や研修会の充実を図ります。
- ボランティア団体同士の交流・連携により、地域での福祉活動をより一層、促進します。

福祉についての意識啓発

- 市の広報や出前講座により、福祉の意識を高め、理解を深めます。
- 人権意識の向上を図る取組をさらに進めます。
- 学校教育の現場では、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、総合的学習の時間などに福祉に関する学習を推進します。

役割分担と連携による福祉の推進

- 地域福祉の核となる守山市社会福祉協議会、学区社会福祉協議会あらゆる民間事業者などと連携・協働また役割分担をすることにより、重層的な福祉のまちづくりを推進します。

相談窓口の整備、支援機関同士の連携強化

- 生活相談、子育て相談、健康上の困りごと相談など様々な相談を受け付ける窓口の充実を図ります。
- 制度のはざまにある人の支援や、重層的に見守りをするネットワークづくりを進めます。

安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

- 福祉サービスに関する相談を受け付ける窓口を整備します。
- 福祉サービス提供事業者の第三者評価事業導入を促進します。

住み慣れた地域で暮らすためのサービスの充実

- 自立した生活を営むための各種サービスの情報提供と利用、活用を推進します。
- 高齢化社会を見据えた生活の利便性を高める手段の向上を図ります。

基本理念 誰もが住み慣れた地域で、 安心して暮らせる福祉のまちづくり

すべての市民が人としての尊厳をもち、住み慣れた地域の中で、年齢や障害の有無、家庭の状況に関わらず、安心して暮らせるまちをめざし、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいをもって参加できる地域社会を実現します。

行動指針 一人ひとりの出番があるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びや、いきがいを実感でき、隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体が参画する地域社会を実現します。

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅱ いきがいを感ずるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

- ・ 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援
- ・ 総合的なネットワーク体制の整備
- ・ 民間事業者の地域とつながる社会貢献活動の促進
- ・ 地域ぐるみの見守り体制の構築
- ・ 認知症高齢者の見守り体制の構築
- ・ 住民同士が支え合える関係づくりの推進
- ・ 相談ネットワーク体制の整備
- ・ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備
- ・ 生活困窮者支援の推進
- ・ ひとり親家庭支援の推進
- ・ 介護者支援の充実

2 各地域の特色ある福祉のまちづくり

- ・ 市社協との連携・協働による地域福祉の推進

1 気軽に地域参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり

- ・ みんなが利用できる活動拠点の確保の支援
- ・ 地域への愛着を育む地域コミュニティづくり
- ・ 多様な地域の人財や社会資源を活かした地域福祉
- ・ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり
- ・ 子どもの社会性の醸成

2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

- ・ 市民意識の向上と福祉教育の推進
- ・ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進
- ・ 人権意識の向上

3 楽しさと感動が共有できる活動への支援

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくり
- ・ 福祉活動を行う上での基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成
- ・ ボランティア団体の交流・連携による福祉活動の促進

1 みんなが住みやすいまちづくり

- ・ 身近な相談活動の推進
- ・ 在宅医療と介護の連携
- ・ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり
- ・ 自殺対策
- ・ 虐待などの暴力防止対策
- ・ 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進
- ・ 「終活」の促進
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ 生活の利便性の維持、向上
- ・ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）

2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 第三者評価事業の導入の促進

計画の進捗管理

地域福祉計画の実施にあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン2015）」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画（もりやま障害福祉プラン2015）」など各個別計画において具体的な施策を展開していき、計画の実効性を高めるために、各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、具体的な事業の推進と進捗管理を行うとともに、その結果を守山市地域福祉推進会議において定期的に報告します。

守山市地域福祉推進会議

学識経験を有する者、公益を代表する者、福祉関係の代表者、企業を代表する者、一般公募により募集した者およびその他市長が必要と認める者で構成され、次に掲げる事項を検討しています。



- (1) 守山市地域福祉計画の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 地域福祉推進の方策に関すること。
- (3) 守山市地域福祉計画の見直しに関すること。



各学区社会福祉協議会の取組の一コマ

第3期守山市地域福祉計画（概要版）

- 発行年月日：平成28年3月
 - 発行：守山市健康福祉部健康福祉政策課
 - 絵：中島 公 さん（市内在住）
- 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
TEL.077-582-1123（直） FAX.077-582-1138

表紙のイラストは、第3期守山市地域福祉計画の基本理念が叶えられた「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる福祉のまちづくり」が具現化されたイメージを、家族のつながりとともに、「おたがいさま」の気持ちで「向こう三軒両隣」の住民同士が支え合う姿として、中島 公さんに描いていただきました。